

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第42号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(課税免除の申請又は申告)			(課税免除の申請又は申告)		
第3条 条例第2条第1項の規定による県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。			第3条 条例第2条第1項の規定による県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。		
個人事業税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	個人事業税	課税免除を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
(略)			(略)		
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	固定資産税	課税免除を受けようとする年度の前年度の1月31日	(略)
2 (略)			2 (略)		
第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。			第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の前年度の3月15日までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。		
2 (略)			2 (略)		

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成12年新潟県規則第136号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(課税免除の申請又は申告)		(課税免除の申請又は申告)	
第3条	条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲	第3条	条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲

げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

個人事業税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)
(略)		
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)

2 (略)

第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

2 (略)

げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

個人事業税	課税免除を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
(略)		
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税免除を受けようとする年度の前年度の1月31日	(略)

2 (略)

第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の前年度の3月15日までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

2 (略)

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成15年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)			(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)		
第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。			第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。		
(略)			(略)		
個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産	(略)	不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産	(略)

を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあっては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあっては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限
2 (略)	2 (略)

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則(平成20年新潟県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請) 第4条 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。			(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請) 第4条 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。		
(略)			(略)		
個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
不動産取得税	個人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	個人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	固定資産税	課税免除を受けようとする年度の前年度の1月31日	(略)
2 (略)			2 (略)		

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成27年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申請) 第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税			(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申請) 第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税		

の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

(略)		
個人事業税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)
不動産取得税	個人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)

2 (略)

の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

(略)		
個人事業税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
不動産取得税	個人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の1月31日	(略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年3月13日から適用する。